

特定相談支援・障害児相談支援事業者の
指定申請の手引き

令和 4 年 5 月

泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町

広域福祉課

目次

1. 相談支援事業の種類と主な内容	1
2. 指定にあたっての基本事項等	1
3. 計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の請求	4
4. 計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費等算定届	4
5. 指定の有効期間	5
6. 変更届の提出	5
7. 業務管理体制届の提出	5
別添 相談支援専門員の実務経験	6

1. 相談支援事業の種類と主な内容

泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町が指定する相談支援事業

◆指定特定相談支援事業(基本相談支援及び計画相談支援)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

障害のある方が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

◆指定障害児相談支援事業(障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助)

(児童福祉法)

障害のある児童が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

大阪府が指定する相談支援事業

◆指定一般相談支援事業(基本相談支援及び地域相談支援)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方が、地域生活へ移行するための支援や居宅において一人暮らしをしている方等の夜間や緊急時等における支援を行います。

2. 指定にあたっての基本事項等

(1) 指定基準について

◆人員基準

①管理者

原則として専従の管理業務に従事するもの。(管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可)1名

②従業者

専従の相談支援専門員を事業所ごとに1名以上(業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)

◆設備基準

①事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましく、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。

なお、この場合に区分が特定されていなくても支障がないときは、指定計画相談支援の事業を行うための区画が明確にされていれば足りるものとします。

②受付等のスペースの確保

利用申し込みの受け付け、相談、サービス担当者会議等に対応できる適切なスペースを確保ものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造にしてください。

③設備及び備品

指定計画相談支援に必要な設備・備品を確保するものとする。他の事業所等と同一敷地内にある場合であって、運営に支障がない場合は当該他の事業所等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。

また、設備・備品は事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。

(2)相談支援専門員について

指定を受けるには、「相談支援の提供にあたるもの」として厚生労働省が定めた基準に該当する相談支援専門員を配置が必要です。この相談支援専門員については、一定の実務経験(P. 6の別添参照)に加え、相談支援従業者研修を修了していることが要件となります。

(3)指定申請のスケジュールについて

指定日(事業開始が可能となる日)は、毎月1日指定を基本とします。

指定申請書類は、希望する指定日の前月10日(土日祝日の場合はその前日)までに提出してください。(来庁予約は前々月の末日までに必要です。)詳しくは泉佐野市ホームページ「特定相談支援、障害児相談支援の事業者のページ」の申請受付スケジュールをご覧ください。申請が混み合う場合もありますので、予定している事業開始日を見込んで、ゆとりを持って早めに申請するようにお願いします。

(4)提出書類について

申請の際に必要な書類は、主として①申請書、②付表、③参考様式、④その他添付資料です。詳しくは泉佐野市ホームページ「特定相談支援、障害児相談支援の事業者のページ」の提出書類一覧表をご覧ください。

(5)指定について

◆指定受付期間中に、指定基準を満たす適正な申請書類が受理され、二次審査の段階でも適正であると判断された事業者は、翌月の1日に指定特定相談事業者として指定します。

◆指定された事業者の情報については、障害福祉サービス等情報公表制度により、利用者へ提供されます。

(6)申請の流れ

申請から指定の流れについて

- 1 申請予約締切日(指定予定日の前々月末(土日祝日の場合はその前日)までに、申請日時を電話予約)
↓
- 2 予約した日時に申請書を提出(前月10日(土日祝日の場合はその前日)まで)
↓
(申請書の受理)
↓
- 3 二次審査
↓
- 4 指定(毎月1日)
交付方法については、受付時に説明します。

(7)その他の留意事項について

◆指定障害児相談支援事業者のみの指定申請

障害児については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることを基本とします。

この場合、当該事業所が障害児のみを対象とする場合は、運営規程において主たる対象者を障害児とする旨を明記することが必要です。(主たる対象者以外の方から依頼があった場合については、運営規程に主たる対象者を障害児にしていることにより、正当な理由があるものとしてサービス提供を拒否できることとなります。)

◆総合的に支援を行う者

「総合的に支援を行う者」として厚生労働省令で定める基準(以下の3要件)を満たすことが必要となります。

①運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと。

ただし、事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であっても、他の特定相談支援事業所及び特定障害児相談支援事業所と連携することにより、事業の主たる対象としていない障害の種類についても対応可能な体制としているとき。

②自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政との連携体制があること。

③当該事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該事業所における事例の検討会等を行う体制を整えていること。

◆定款表記について

特定相談支援事業及び特定障害児相談支援事業を開始しようとする法人は、定款及び登記簿謄本(登記事項全部証明)に、当該事業についての記載をする必要があります。

例) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 など

3. 計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の請求

◆請求先について

計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の請求は、市町から支払事務の委託を受けた大阪府国民健康保険団体連合会(以下「大阪府国保連合会」という。)に対し、インターネットによって請求を行います。

したがって、指定特定相談支援事業者及び特定障害児相談支援事業者は、インターネット請求ができる環境を整えるとともに、大阪府国保連合会に対して、必要な手続きを行う必要があります。(大阪府国保連合会のホームページに詳細があります。)

お問い合わせ先

大阪府国民健康保険団体連合会

住 所 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通FNビル内

TEL 06-6949-5309(代表)

受付時間 平日 8:45~17:30

URL <http://www.osakakokuhoren.jp/>

4. 計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費等算定届

◆ 指定申請に併せて、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費等を算定するにあたって、あらかじめ加算項目等を「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」によって、届け出る必要があります。

指定後の届出にかかる加算等(算定される単位数が増加するものに限る。)については、届出が毎月15日以前に提出のあった場合には翌月から、16日以降に提出された場合は、翌々月から、算定が開始となりますので、できるだけ速やかに手続きを行ってください。また、算定届の申請は原則郵送では受付しておりません。あらかじめ、電話予約の上、来庁にて申請を行ってください。

5. 指定の有効期間

- ◆ 指定の有効期間(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の21及び児童福祉法第24条の29)は、原則として6年間です。指定通知書に有効期間が記載されていますので、有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。

6. 変更届等の提出

- ◆ 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者は、厚生労働省令で定められている事項に変更があった時は、変更があった日から10日以内に広域福祉課に変更届を提出する必要があります。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の21・第79条第3項及び児童福祉法第24条の32)

なお、給付費の算定に係る変更届は、事前に提出する必要があり、変更届の提出時期により、加算項目等の算定開始時期に影響しますので、注意してください。

7. 業務管理体制届の提出について

- ◆ 平成24年4月1日から、特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられています。届出を行っていない事業所については、速やかに届出を行う必要があります。また、新規申請時だけでなく、事業所名、所在地等を変更した場合も、変更の届出が必要です。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31及び児童福祉法第24条の38)

お問い合わせ先

申請等の提出のため来庁される場合は、必ず事前に電話で予約をお願いします。
ご予約がないまま来庁されますと、業務の都合上、対応しかねる場合がありますのでご了承ください。

広域福祉課 障害事業者担当

〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目1番1号

(泉佐野市役所本庁 4階)

TEL 072-493-2023

FAX 072-462-7780

相談支援専門員の実務経験

(相談支援の充実等(平成24年2月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成)をもとに作成)

業務の範囲

障がい者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務

- 1 相談支援業務 以下のアからオに該当する場合、実務経験年数5年以上
 - ア 施設等において相談支援業務に従事する者(注1)
 - イ 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者
 - (1)社会福祉主事任用資格を有する者
 - (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者
 - (3)国家資格等(注2)を有する者
 - (4)施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者
 - ウ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者
 - エ 特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者
 - オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者
 - 2 介護等業務 以下のア又はイに該当する場合 実務経験年数 10 年以上
 - ア 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者
 - イ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者
 - 3 有資格者等
 - ア 上記2の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 実務経験5年以上
 - (1)社会福祉主事任用資格を有する者
 - (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者
 - (3)保育士
 - (4)児童指導員任用資格者
 - (5)精神障がい社会復帰指導員任用資格者
 - イ 上記1の相談支援業務及び上記2の介護等業務に従事する者で、国家資格等(注2)による業務に5年以上従事している者 実務経験年数 3年以上
- (注1) 平成18年10月1日において現に障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業、精神障がい者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上
- (注2) 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。